名　　称　米埼灯台
位　　置
　所　在　地　岡山県岡山市（米埼）
　北　　緯　三四―三四―三六
　東　　経　一三四―〇二―四八
変更した事項
　光　　度　五九〇カンデラ
　光達距離　八・〇海里
　高　　さ　地上から構造物の頂部まで九・九メートル　平均水面上から灯火まで二五メートル
変更年月日　平成二十五年十月十五日

○環境省告示第百八号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年十一月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

表3―シクロヘキシル―1，5，6，7―テトラヒドロシクロペンタピリミジン―2，4（3H）―ジオン（別名レナシル）の項の次に次のように加える。

ピス（2―クロロ―1―メチルエチル）エーテル（別名DCIP）	3,100μg／l
2―クロロ―4―エチルアミノ―6―イソプロピルアミノ―1，3，5―トリアジン（別名アトラジン）	150μg／l
3―クロロ―4―[(2RS，4RS；2RS，4SR)―4―メチル―2―(1H―1，2，4―トリアゾール―1―イルメチル)―1，3―ジオキソラン―2―イル]フェニル＝4―クロロフェニル＝エーテル（別名ジフェノコナゾール）	75μg／l
(Z)―N―[α―(シクロプロピルメトキシイミノ)―2，3―ジフルオロ―6―(トリフルオロメチル)ベンジル]―2―フェニルアセトアミド（別名シフルフェナミド）	100μg／l
2，3―ジクロロ―N―4―フルオロフェニルマレイミド（別名フルオルイミド）	320μg／l

○環境省告示第百九号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年十一月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

表2―[(RS)―1，3―ジメチルブチル]―5―フルオロ―1，3―ジメチルピラゾール―4―カルボキサニリド（別名ペンフルフェン）の項の次に次のように加える。

(RS)―2―メチル―1―ピリミジン―5―イル―1―(4―トリフルオロメトキシフェニル)プロパン―1―オール（別名フルアジリメトール）	0.039mg／l

名　　称　蒲江港灯台
位　　置
　所　在　地　大分県佐伯市（雀**砰**鼻）
　北　　緯　三二―四七―一一
　東　　経　一三一―五五―四五
変更した事項
　光　　度　実効光度七八カンデラ
　光達距離　五・〇海里
　高　　さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十五年十月十六日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十一月二十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律

裁判官の配偶者同行休業に関する法律

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

交通政策基本法

承認を求めるの件送付通知書受領

十一月二十七日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

議案提出

十一月二十七日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案（塩谷立外四名提出）

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案（文部科学委員長提出）

議案通知書受領

十一月二十七日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査）

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

交通政策基本法案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査）

質問書提出

十一月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における防衛大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における行政改革・公務員制度改革担当大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における女性活力・子育て支援担当大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における総務大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における法務大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における文部科学大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における環境大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

議事日程

十一月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十二号

平成二十五年十一月二十八日（木曜日）

午後一時開議

第一　東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案（文部科学委員長提出）